

グループホーム ポランの家

運 営 規 程

令 和 7 年 5 月

グループホーム ポランの家 運営規程

(事業の目的)

- 第1条** グループホーム ポランの家 は、有限会社 ナカジマ が開設・運営いたします。
- 高齢者になり自立した生活が困難になった利用者様に対して家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話をさせて頂き、さらに其々の方が有する潜在能力に応じて、心身の機能訓練を行うことによって可能な限り自立した、尊厳ある暮らしをして頂きたいことが目的です。
- 当事業所では、自分だったら老後にどんな環境で過ごしたいかという事を、理事長 管理者・介護職員が理念を掲げ、気持ちをひとつにして介護に当たり、その結果、利用者様とご家族様に安心感と楽しみをひとつでも多く提供したい、この様な思いで事業の運営をしたいと思っております。

(運営の方針)

- 第2条** 運営理念 “尊厳を守り、明るく安心の出来る暮らしのお手伝いをします”
- 1 利用者の皆様の“どのように暮らして生きたいのか”という意志と人格を尊重し、其々の方に合った介護(予防)計画を作り、適切なサービスを提供します。
 - 2 介護(予防)計画は、ホーム内の計画作成担当者が、利用者の皆様やご家族の方と一緒に計画を立て、介護サービスの内容と提供方法を分かりやすく説明し同意して頂いた上でサービスが開始されます。
 - 3 利用者の皆様の健康管理は、中島内科と24時間連携可能(看護師1名以上確保)な体制が出来ておりますので、安心して暮らして頂けますし、内科以外の科目の診療に関しても、歯科は荒木歯科医院より往診に来て頂いております。
その他の科では余市協会病院と連携医療機関確約を頂いております。
又、福祉施設との連携に於いては、社会福祉法人 よいち福祉会 と介護老人保健施設 よいち とも協力機関の確約を頂いております。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
 - 5 利用者の皆様には、一度でも多く“良かったなあ”“うれしいなあ”“おいしいなあ”と言って頂きたいという気持ちを持ってサービスを提供します。
 - 6 管理者や介護職員は、研修会に多数参加する事によって、適切な介護知識と技術をもってサービスを提供します。

(事業所の名称等)

- 第3条** 事業所の名称及び所在地は次の通りとします。
- 1 名称 : グループホーム ポランの家
 - 2 所在地 : 余市町大川町8丁目11番地
 - 3 サービスの種類 : 認知症対応型共同生活介護(介護予防)

(職員の員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 1 管理者 2名 (常勤・兼務)
管理者は業務の管理及び職員の管理を一元的に行います。
- 2 計画作成者 2名 (常勤・兼務)
計画作成者は、適切なサービスが提供されるよう介護(予防)計画を作成すると共に連携する病院、介護老人保健施設等との連絡・調整を行います。
- 3 介護職員 12名以上
介護職員は利用者様に対し必要な介護及び支援を行います。

(利用定員)

第5条 利用定員は、18名(1ユニット9名とし、2ユニット)とします。

(介護内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護(介護予防)の内容は次のとおりとします。

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1 介護(予防)計画の作成 | 6 健康管理 |
| 2 入浴、排泄、食事、着替え等の介護 | 7 理美容サービス |
| 3 日常生活上の世話 | 8 日常費支払代行 |
| 4 日常生活上の中での機能訓練 | 9 所持品の管理 |
| 5 生活相談・援助 | 10 レクリエーション |

(利用料金)

第7条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護(介護予防)の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とします。

その他、次に挙げる項目については、別に料金の支払いを受けます。

- ・ 居室料 30,000円/月
- ・ 食材料費 30,000円/月
- ・ 水光熱費 19,000円/月
但し、11月～3月は、暖房費5,000円/月が加算されます。
- ・ 共通日用品費 24,000円/月
- ・ 月の途中における入居又は退去については家賃1月分、食事に関しては日割り計算とします。
- ・ 理美容代 (実費)
- ・ パット・紙おむつ・リハビリパンツ(実費)
- ・ その他、日常生活に於いて通常必要となる費用で利用者様が負担することが適当と認められるもの(医師の往診等の治療・療養費、他施設の利用料金、レクリエーション費用など)は都度実費を徴収します。
例: 外食イベント 1,000円程度

(入居に当たっての留意事項)

- 第8条**
- 1 認知症対応型共同生活介護(介護予防)の対象者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各要件を満たす方とします。
 - ① 共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害の恐れがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 - 2 入居後利用者様の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去して貰う場合があります。
 - 3 退去に際しては、利用者様及びご家族の同意を踏まえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の連続性が持続されるよう、必要な援助を行うよう努めます。

(衛生管理等)

- 第9条**
- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条**
- 1 従業員は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
 - 2 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、余市町、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第11条**
- 1 非常災害が発生した場合、従業員は利用者様の非難など適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難などの指揮をとります。
 - 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条**
- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを余市町に通報する。

(身体拘束)

- 第17条**
- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携等)

- 第18条**
- 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
 - 2 事業所は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成する

(業務継続計画の策定等)

- 第19条**
- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての重要事項)

第20条

- 1 事業所は、全ての介護従業者(看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。
- 3 当事業所は、この認知症対応型共同生活介護事業の提供に関する、介護計画、サービス内容、身体拘束等の態様・状況・理由、余市町への通知、苦情の内容、事故報告に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

この規程は、令和7年5月1日から施行する。